

支 出 書

会派名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No. 2-1
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費	
金額	6,000円	
支出年月日	2021年 6月 28日	
支出内容	2021年7月17日 第63回自治体学校Zoom分科会・講座等資料代 (三好参加分)	
支出先	別添 のとおり	

領收書 (該当○印)	<input checked="" type="radio"/> (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	<input type="radio"/> 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

※ 別紙

※ 領収書添付用紙

支出書整理No.

2-1

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、
その

領 収 証

受付番号:j142

日本共産党福山市議会議員団様

¥6,000 円

但し、「第63回自治体学校Zoom分科会・講座等」参加費・DVD代等として、上記
正に領収いたしました。(参加者様ご氏名:三好剛史様)

2021年6月28日

第63回自治体学校実行委員会
学校長 川瀬 審子
〒162-38512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル5階

自治体問題研究所内
TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

研究研修・調査報告書

会派名	日本共産党 福山市議会議員団	報告日	2021年 7月 18日
代表者	河村 晃子 	報告者	三好 剛史 
参加者	三好 剛史		
実施日	2021年 7月 17日 ~ 2021年 7月 17日		
研究研修・調査等の場所	本庁議会棟控室		
目的	コロナ禍の中での日本型経済の課題、今後の持続可能な経済の在り方、地域循環型経済とは何かを学ぶ。		

研究研修・調査等の概要

第63回自治体学校「Zoom分科会・講座」2021年7月17日10:00~15:00

第7分科会 「コロナ禍で考える持続可能な循環型経済と地域づくり」

駒澤大学名誉教授・吉田敬一氏、帯広市議・稻葉典昭氏、

NPO地域づくり工房・傴木宏夫氏

○総論

コロナ危機は複合型不況であり、コロナ禍によって日本型経済の大きな問題点を暴露されることとなった。GDPの戦後最悪の下落、世界同時不況、米中対立、経済の過度のグローバル化とサプライチェーンの混乱、生産性基準原理による中小企業淘汰政策といった諸問題を乗り越えた経済の在り方を模索しなければならない局面である。

○グローバル経済の弊害と見直される地域型経済

コロナによる世界同時不況により、サプライチェーンが大きく混乱することとな

った。さらに米中関係の悪化によって中国マーケット依存が進んでいた日本にとつては、半導体や食料品を中心に供給が不足する事態となった。これまでの自由貿易が日本経済基盤を侵食してきたことが明らかになり、グローバル経済が異常事態に対応できない脆弱性が露になった。自由貿易の限界は即ちローカル経済の再評価の兆しともなっており、社会型市場経済の構築が今後の新しい視点となる。地域社会を支える経済機能は特に衣・食・住に関わる生活必需品を地域に依拠して供給できる体制を維持することであり、その域内で生産することの出来るサプライチェーン構築が求められるが、その担い手の多くは日本の企業の99%を構成している中小企業である。一方で、政府は生産性基準原理による中小企業淘汰の政策、アトキンソン理論の検討を進めようとしている。しかし、これまでの成長が命題となる資本主義革命以降のマーケット型産業スタイルへの偏向がこの度のコロナ危機に対応できなかつたことが明らかになっているのであり、地域密着型中小企業・農村漁業の振興と熟成による付加価値型スタイルへの質的転換を政策として目指していくことが求められているはずである。

○考察

持続可能な地域経済の基本的な課題は、地域内で仕事とお金が循環する仕組みを再構築し、地域内経済循環をいかに強めていくか、であることを改めて確認した。従来型の地域外からの企業誘致であれば、手っ取り早くGDPは増大するが、利潤は本社へ転送され、部品や素材、販売商品は他地域や海外から調達されるのであれば波及効果は限定的で、経営戦略による撤退も当然あり得る。企業誘致を行うのであれば、域内におけるサプライチェーンにいかに寄与するかどうかを鑑みなければならぬ必要性が出てくるが、そこには圧倒的な域内の経済活動の調査と分析が必要である。福山市においてはその部分がまだ十分ではない。しかし、福の耳プロジェクトにおいて、地域の企業を職員が訪ねて回り、直に対話しながら調査活動を継続していることは大きく評価できる活動と言える。この活動を今後の独自施策へと昇華させる視点が重要である。福山市における持続可能な経済を目指す政策を今後も提案したい。

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No.	2-2
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費		
金 額	11,220円 (内、手数料220円)		
支出年月日	2021年 6月 30日		
支出内容	2021年7月17日・18日・24日 第63回自治体学校Zoom分科会・講座等資料代 (河村参加分)		
支 出 先	別添 のとおり		

領 収 書 (該当○印)	<input checked="" type="radio"/> (別紙の領収書添付用紙へ添付) 無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印
-----------------	---

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No.

2-2

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、
そのまま添付

受付番号:j143

領 収 証

日本共産党福山市議会議員団 河村ひろ子様

¥11,000円

但し、「第63回自治体学校Zoom分科会・講座等」参加費・DVD代等として、上記
正に領収いたしました。(参加者様ご氏名: 河村ひろ子様)

2021年6月30日

第63回自治体学校実行委員会
学校長 川瀬 憲子
〒162-8512

東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階
自治体問題研究所内

TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 - 2

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

お取引日	振込・振替先の口座番号	普通
2021-6-30	[Redacted]	
店番号	お取引口座番号	
*****-*****	*****	
振込手数料	お預け現金取扱 万円 千円	お取引金額
220***	*****	11,000
お取引内容	お取引後残高	
電信振込	*****	
時刻	利用手数料	お取扱店番号
1142****	052500-10262263	オツリ*****780
福山	みずほマイレージクラブのお取引条件と うれしい特典が変わりました。	
みずほ銀行	浜松町支店	
シチタイガ シコウ 様	カワムラヒロコ 様	
084-952-2662		
発信番号 816300525000032		

画面にへみずほからのお寄せがあります。

5714 0015188039

研究研修・調査報告書

会派名	日本共産党福山市議会議員団	報告日	2021年 9月 30日
代表者	河村晃子 	報告者	河村晃子 
参加者	河村晃子		
実施日	2021年 7月 17日・18日・24日		
研究研修・調査等の場所	第63回自治体学校DVD+Zoom		
目的	コロナ禍の教訓について学ぶ。全国各地で、自治体や市民による地域再生に向けた新しい取組や運動が始まっている。その先進的な取組や制度について学び、福山市政に活かす。		
<p>2022年7月17日 13時～17時 「水道の広域化と民営化について—広域水道に住民の声はとどかない」 武田かおり SMネット</p> <p>水道法改正による、国民すべてに安全で安定的にいのちの水を届け、公衆衛生向上を図ることを目的とした水道事業は、コンセッション方式による民営化が可能となった。公共の財産である水を利益の対象とする水道事業民営化を許さない住民ネットワークは、海外の「水は人権」運動とも連携し、各地で成果をあげてきた。</p> <p>一方、水道広域化は住民の知らないところで計画が進行し、住民の声の届かないところで決定され、広域化後の水道事業に住民の声は届かず、民営化のハードルが下がることが懸念されている。</p> <p>2008年の橋下知事誕生以降、大阪市と大阪府の水道事業は「2重行政のムダ」とやり玉にあげられ、府市統合が協議されてきた。大阪市議会の反対で統合はストップしたが、大阪府は「大阪広域水道企業団」を設立し、直後の2013年吉村市長は、大阪市の水道民営化を大阪市議会に提案、2017年に廃案となる。大阪市での民営化を阻止できたのは、市議会議員が意思決定に関与できたからこそであり、議員も人であり心が動く。「市民のためにならない」と考える議員が多数派になり地方議会で民営化を止めるには、さまざまな活動により、市民の意思が表面化し、議員が反対せざるを得ない状況を作れるかにかかっている。</p> <p>大阪市では、コンセッション方式導入を阻止することができたが、水道事業の市場開放をあきらめない維新政治により次に出てきたのが、水道事業の一部民営化と</p>			

いえる「改正水道法の適用によるPFI管理更新事業」である。

一方、大阪府水道一元化は着々と進んでいる。府議会とは別に企業団議会がある。しかし、企業団議会は機能しておらず、ほとんど質問も議論もない状態になっている。広域化に参加した自治体は「自分たちの水をどうするか」を決めるには地方議会ではなくなってしまう。地方議会では会派ごとでまとまるが、企業団議会は各自治体から1人の参加であり、住民の意見反映の難易度が全く違う。

水道事業広域化の議論は、都構想などを話し合う知事主導の場へと移り、知事・大阪市長・境市長と行政しか参加出来ず、結論ありきで、どんどん議論が進んでいく。市民の声、地方議会、自治体首長の意見の反映はない。

国は「水道事業は危機的状況」として広域化と官民連携を推進する立場である。危機的状況とは、人口減による収入減少、耐震間や大規模更新の費用、職員の減少による技術の低下などが挙げられ、「官民連携」＝コンセンサス導入・広域化によりこれらを解決するという。しかし、すでに委託業務、請負工事など多くの業務を民間企業がおこなっており、委託推進は水道事業のノウハウが失われていき、それこそ危機的状況を生み出してしまう。国は、いのちの水に対して財政保障し、公の責任を果たす役目を果たさなければならない。

2021年7月18日 13時～17時

「自治体財政の仕組み」川瀬憲子 静岡大学教授

地方交付税と地方創生をめぐる課題は、地方交付税におけるトップランナー方式の段階的導入で上位3分の1を基準に、一定の行政サービスを指定管理者あるいは、民間委託へシフトさせる政策がとられた。地方創生政策は各自治体で地方版そごう戦略策定、成果主義、数値目標の達成率を基準に算定するが、課題は持続可能な社会、セーフティーネットの構築、起訴自治体の役割の重要性、住民自治、住民参加がある。1995年の地方分権推進法、2000年の地方分権一括法、2003～2006年の三位一体の改革が始まり、9.8兆円の補助金と交付税削減、3兆円の財源移譲が行われた。また、地方から国へ、国税への集中化が行われ、国税と地方税の割合（税源配分）は、三位一体改革前の水準になっている。

国の予算の特徴は、①予算規模の拡大②防衛関係費の増加③社会保障関係費の伸びの抑制④地方財政計画の見直し・・である。2021年度の経済対策は、①新型コロナ感染対策に約6兆円②・減災、国土強靭化の約5.9兆円③ポストコロナへ向けた経済構造の転換・好循環実現約51.7兆円などである。問題なのは社会保障費の伸びの抑制である。

基準財政収入額見直しがされたが（徴税を、上位3分の1をモデルとして厳格化）、実効的な徴税対策による問題と貧困層への取り立て強化が懸念される。また、都市と農村、大都市圏と地方圏など財政力の違いが考慮されず、成果主義を持ち込んでいる。まち・ひと・しごと創生事業費にも反映される事になっている。

国誘導的な財政の仕組みが導入され、多くの財政的な課題はあるが、地方財政権と住民主権の確立が求められる。公共施設や公共サービスの公共性とは、その存立する社会の生産や生活の一般的共同社会条件を保証し、すべての国民に平等に容易に利用されるか、社会的公平のために行われることである。また、建設管理は、周辺住民の基本的人権を侵害せず、周辺住民の福祉を増進する事を目的にされなくてはならない。

2021年7月24日10時～12時 13時半～17時
「自治体民営化のゆくえー『公共』の変質の再生
「自治体民営化を考える」弁護士 尾林芳匡

1999年にPFI法が成立し、幾度となく法改正され2018年にはPFI法改正と共に水道法改正も行われた。国の目的は本来行政が行うものをボランティアにさせようとしている。この事は行政責任から自己責任に任せる事につながり問題である。民間事業者の利益を増大させ働く人の非正規に置き換える、強度の搾取をするのが「民営化」である。民営化が進むと、消費購買力・所得税収が減少し利益は本社へいく。

日本は2018年PFI法改正したが、インフラ、民間への売却を容易にし自治体負担を軽くするのが目的。水道運営権の売却を政府が支援する法律となった。国の会計検査院は「PFI事業」で国の機関に改善を求めてている。それは、契約に沿った適正なサービスが提供されていない「債務不履行」が57事業のうち26事業で2367県もあったことなどによる。会計検査院は、調査の対象として事業の一部では、繰り返し同じような政務不履行が起きているとして、契約元の国の機関に再発防止に向けた改善を求めている。

自治体の公共サービスの民営化を考える視点は、公共サービスに①専門性・科学性②人権保障と法令遵守③実質的平等性④民主制⑤安定性が必要である。公共サービスとは地方自治法15条の「全体の奉仕者として」お金が十分に払えない人に保障することを憲法が求めており、新自由主義からの脱却することが求められている。

「金沢市ガス・発電事業譲渡をめぐって」森尾嘉昭 金沢市議

金沢市はガス事業・発電事業在り方検討委員会が2019年6月に発足し、10月に市長に答申。「株式会社に事業譲渡することが適当である」との内容で、2022年4月より民間企業による事業譲渡・営業開始する事となった。

金沢市のガスと発電事業は、100年の歴史を持ち、金沢市企業局は、ガス・水道・公共下水道・発電・工業用水道の5つの事業を担う地方公営事業として歩んできた。

2019年3月議会の市長表明で問題が明るみとなり市民運動がはじまった。学習会や金沢市企業局との討論を繰り返し、問題点を学びながら運動が取り組まれた。売却額300億円にもなる事や、在り方検討委員会の内容を議会にも報告なく、必要な情報を隠している事、新会社への出資比率3%で、市が関与する余地がなく、市の責任放棄と言える事、十分な議会での議論もなく譲渡を決める事など問題が山積している。市民への説明会は5回のみで、市民はデモ・署名・スタンディング・チラシ配布などを行った。6月議会に譲渡関連議案を上程する予定が延期される中、市はあくまでも譲渡するとしている。

【考察】

地方創生は東京一極集中させず、地方を活性化させるとしていたが、財政的な角度でみると、立地適正化・公共施設の統廃合・公共サービス縮減と民営化の促進など、国誘導策の財政が目立つ。国の財政の考え方は、どこに住んでいても生活が保障されるようなものではなく、公の予算削減を目的としたものである。

国の財政の狙いと本質をつかみ、住民の権利を保障するよう求めていく事は重要だと感じる。とりわけ、福山市では、公民館や学校などの統廃合がどんどん進められているが、そこには住民の意思を尊重せず、国の財政誘導路線となっている。住民の生活実態や要望をつかみ、住民目線での市政となるよう学習も積み重ね、提言をしていきたい。

PFI 法や水道法改正などにより、コンセッション方式による民営化などが促進されている。しかし、実際の費用対効果や、事業の透明性や公共性を考えると民営化は問題を解決する手段と言えないことが、世界や日本各地の事例でよく分かった。しかも、民営化を決定する過程では住民意見はほとんど反映されていないのは大きな問題です。サービスの質の低下や、利用者負担増の問題、事業の継続性からもやはり市の事業は、市がしっかりと担う事が必要だと痛感する。昨今の災害が多発している時代だからこそ、市民のいのちと財産を守るために公が責任を担う、人員体制や事業の仕組みをつくることが大切である。

福山市も PFI 等の民営化がすすめられているが、市民目線で問題点を明らかにして方向転換を求めていきたい。

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No.	2 - 3
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費		
金 额	6, 220円 (内、手数料220円)		
支出年月日	2021年 6月 30日		
支出内容	2021年7月17日 第63回自治体学校Zoom分科会・講座等資料代 (高木参加分)		
支 出 先	別添 のとおり		

領 収 書 (該当○印)	(有) (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。
	会派の代表者名 印

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No.

2-3

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、
そのまま添付しても構いません。

領 収 証

受付番号:j147

日本共産党福山市議会議員団 高木たけし様

¥6,000円

但し、「第63回自治体学校Zoom分科会・講座等」参加費・DVD代等として、上記
正に領収いたしました。(参加者様ご氏名:高木たけし様)

2021年6月30日

第63回自治体学校実行委員会
学校長 川瀬 審子
〒162-0051
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階

自治体問題研究所内
TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No.

2-3

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

MIZUHO みずほATMコーナーご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

お取引日 2021-6-30	振込・振替先の口座番号 *****-*****	普通
店番号 *****-*****	お取引口座番号 *****-*****	
振込手数料 お取扱金額 **220*****6,000	お取扱金額 万円 千円	お取引金額 万円 千円
お取引内容 電信振込 1146*****052500-10262265 福山	お取引後抜高 オツリ***3,780	
時刻 11:46	利用手数料 084-952-2662	お取扱店番号 816300525000035
発信番号 084-952-2662	シテイガツコウ様	
タカキタケシ様		
5716	0015256989	

画面ごとにみずほからのお知らせがあります。

研究研修・調査報告書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	報 告 日	2021年 7月 18日
代 表 者	河村 晃子 	報 告 者	高木 武志 
参 加 者	高木 武志		
実 施 日	2021年 7月 17日 ~ 2021年 7月 17日		
研究研修・調査等の場所	本庁舎議会棟控室		
目 的	地方自治体のデジタル化がどの様に進んでいくのか、その背景と問題点について学ぶ		

研究研修・調査等の概要

第 63 回自治体学校 Zoom 2021 年 7 月 17 日 13:00~17:00

講座 デジタル化と地方自治の行方 本多滝夫 (龍谷大学)

第 1 講 日本の地方自治の歩みと第 3 2 次地方制度調査会答申について、

日本国憲法における地方自治の保障の意味について、住民、あるいは国民の権利なのだとということからスタートしなければならず、地方自治の保障の理解の根本にあるべきと指摘している。そして、地方自治法で、制度として、市区長村と都道府県という二層の地方自治体の存在が保障されているが、挟域的な自治体であることが前提となっている。しかし、国は、戦後一貫して、基礎的な地方自治体の領域を広域化しようと合併政策と広域連携を繰り返してきた。そのことにより、総務省も認めるように、周辺部の旧市町村の活力喪失、住民サービスの低下、旧市町村地域の伝統・文化、歴史的地名などの喪失が平成の大合併の問題点として挙げられてい

る。こうした実態に照らせば、市町村合併が、住民自治の拡充や地方の財政的自立の確立につながらないと指摘している。

総務省が、2017年10月に省内に設けた、自治体戦略2040構想研究会が、2040年に備えて地方自治体の在り方を根底から改変する地方自治制度の再編構想である自治体戦略2040構想は、第2次報告で、スマート自治体への転換、公共私による暮らしの維持、圏域マネジメントと二層制の柔軟化、東京圏のプラットフォームの四点を提案した。2040構想が法制度として実装化されると二層制はスポンジ化され、広域市町村合併、道州制につながることになると警鐘を鳴らしている。第32次地方制度調査会は、答申で地方行政のデジタル化を第1に、次に「公共私の連携」、「地方公共団体の広域連携」、「地方議会」を上げている。答申が、「社会全体で徹底したデジタル化が進めば、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症などのリスクの低減も期待できる」といったように、Society5.0と社会全体のデジタル化を2040年ころに顕在化する危機の解決手法として前面に掲げている。

第2講 地方行政のデジタル化と地方自治では、第32次地制調の答申に「地方行政のデジタル化」がトップになったのかについて、同地政調の会長が副幹事長を務める経済同友会の意見が政策課題の1つとして掲げられたものと指摘している。地方行政のデジタル化は、直接的には「従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革し、住民が迅速かつ正確で効率的な行政サービスを享受するために不可欠な手段」であって、これを通じて「住民、企業等の様々な主体にとって利便性」を向上させるとともに「公共私の連携や地方公共団体の広域連携による知識・情報の共有や課題解決の可能性」を広げるなど「組織や地域の枠を超えたイノベーション創出の基盤」を構築するところにその目的があるとしている。地方自治体のデジタル化には、「デジタルガバメントの実現」すなわち「国・地方を通じた行政のデジタル化」の一環として追行され、行政の垂直的連携・統合の契機となるものであり、「公・共・私」相互間、自治体相互間の公共サービスの水平的連携・統合の契機にもなると指摘。行政の垂直的連携・統合は地方自治体の自主性を弱体化し、国への州や各課を促し、行政サービスの水平的連携・統合は自治体の領域的自治のハードルを下げ、圏域の形成を促すものであり、地方自治体の住民に対する責任を分散化することにつながるとしている。

デジタル改革関連法による、地方自治体の情報システムや個人情報保護制度が受ける影響についてはどうか。デジタル社会形成基本法に言うデジタル社会は、Society5.0であり、要となるのは国や地方自治体が所有する大量の個人情報である。国や地方自治体が保有している情報をビッグデータとして、放出、流通させるために、2016年に官民データ活用推進基本法が制定されており、両者でデータを活

用るべきとして、行政機関個人情報保護法で個人が識別できないよう加工した情報を提案に基づき民間事業者提供する仕組みが作られている。国はデータのオープン化をすすめるための必要な措置の義務付けを行い、自治体にも、情報を民間事業者に提供する仕組みをつくることも定めた。情報連携についても、マイナポータルを通じて国と地方自治体と民間事業者との間での情報の連携が進行しつつある。情報システム間で情報を円滑な連携を図るために、システム相互の間で語彙・コード・文字等、データ形式、データ仕様などの整合性の確保が必要となる。地方自治体の情報システムは、これまで地方自治体が独自に開発してきたため、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応などで個々の自治体の負担が大きくなっていることから、デジタル化指針で、自治体の主要な17業務を処理するシステムの標準仕様を関係府省で作成し、これを通じ、ガバメントクラウドの活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体が利用することを目指すとされている。そのために、地方自治体の情報化システムの標準化基準の適合や、デジタル社会形成基本法で情報システムの共同化や地方公共団体情報システム標準化法でガバメントクラウドの活用を努力義務としている。

地方自治体によっては、行政機関個人情報保護法よりも個人情報保護に手厚い条例を定めているところがあるが、デジタル社会形成整備法で個人情報保護法に地方自治体も条例を合わせるよう定め、オンライン結合ができるようにしようとしている。デジタル社会の形成が、地方自治体の在り方を大きく変えることになると指摘。標準化対象事務をオンライン処理しようとすると、自治体はパッケージ化された情報システムを選ばされ、住民に利用されることになり、地方自治体が住民の意見・要求を踏まえた、独自の業務フローやデータ仕様などは例外的にしか認められないことになる。また、標準化対象事務にとどまらず、その他の事務についてもオンライン化への圧力が高まり、ガバメントクラウドなどを利用せざるを得ないことも起きている。行政手続きのオンライン化や、マイナポータルへのオンライン窓口の一元化による対面窓口の縮小になれば、地方自治体がニーズを抱えた住民とのリアルな接点がなくなり、住民福祉に責任ある対応をしなくなると警告している。法的な仕組みとしてただちに問題となるのが、国と地方自治体の個人情報保護の一元化である。一部の自治体が行個法よりも厳しい基準で実施してきた個人情報の利活用制限を緩和するものであり、地方自治体の情報の流通と連携の障害を緩和するために、拘束力がないとはいえ、個人情報保護委員会が関与することは本末転倒である。地方自治体のデジタル化は、持続可能な樹を確保するため、官民連携、民間活力の活用によって穂木を行う、つまり、自治をデジタル技術とネットワークを利用して豊かなものにするという趣旨で「地方自治デジタル・プラス」あるべきだと強調している。しかし本来の住民自治の在り方は、住民が自治の担い手として自治体に意見を述べ、住民の間での提案を組織するものであり、そのために必要となる情報を提

供する機能をプラットフォームに持たせるべき。住民の自己情報コントロール権を確立するため、地方自治体は、自己情報が行政機関等匿名加工情報として提供されているか否かを住民が知ることができるようにし本人の意思により提供を停止できる仕組みを設けることも考えるべきである。

第3講 「地方行政のデジタル化個人情報保護制度」について

個人情報保護について、議論してきたのが「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」である。そのタスクフォースが、2020年12月に最終報告を取りまとめた。見直しの内容は、適用対象、定義の一元化、個人情報の取り扱い、個人情報ファイルの簿の作成・公表、自己情報の開示、訂正および利用停止の請求、匿名加工情報の提供制度の導入、個人情報保護委員会と地方公共団体との関係、施工期日である。最終報告に従って、個人情報保護法の改正案が立案され、改正個人情報保護法が成立し、2023年5月までに地方自治体に関する規律の規定が施行される。改正保護法により、地方自治体が運用してきた個人情報保護条例はどのように変化が求められるのか。個人情報保護条例に関する事務は、法定外の自治事務がほとんどだったが、これからは、法定の自治事務となる。そのため、個人情報保護条例は、「法律施行条例」となる。改正個人情報保護法の下で、保護法より厳しい内容を持つ法律施行条例の上乗せや横出しが容認されるのかについては、改正保護法では、明文で、法律施行条例としての上乗せ条例や横出し条例の制定の余地を認めている。第108条の条文が対象としている事項以外の上乗せや横だしが認められないというものでもない。最終報告でも「地方公共団体等において新たな施策が展開され、その実施に伴い保有する個人情報が、行個法・行個令の『要配慮個人情報』には規定されていないものの、その取り扱いには「要配慮個人情報」と同様に特に配慮が必要な個人情報である場合も想定される」から、「こうした個人情報について、不当な差別、偏見等のおそれが生じえる情報として地方公共団体が条例により、「要配慮個人情報」に追加することができることとすることが適当である」と説明されている。上乗せや横出しが、個人情報の活用を全く認めない制限条項でなく、個人の権利利益の保護との調整のための要件や手続きを地方自治体が定めることは改正個人情報保護法に違反するとは言えない。改正保護法には、条例を定めたときには、遅滞なく、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出ることが定められています。届け出によって委員会が条例の改正保護法違反するのではないかと認めたときに、地方自治体に対し助言・指導、勧告することができるとしている。地方自治法では、第245条5で、自治事務の処理が違法な場合又は著しく適性を欠く場合には国が、都道府県に対し、緊急を要するときに市町村に対し是正の要求を行うことができるが、国の行政機関は、事務を担任する大臣に限定されていることから、個人情報の事務を担当する個人情報保護委員会は地方自治体に対し是正を要求する

ことはできないはずである。個人情報保護制度は、地方自治体が住民のプライバシーの権利や自己情報コントロール権を保障するため長年の経験の中で積み上げてきたものです。個人情報保護委員会が GDPRとの調和の必要性から条例の改正を説くのであれば、地方自治体の個人情報保護制度を充実させるべきであろう。

福山市も、述べられたさまざまな指摘を踏まえ、個人情報保護条例改正を進めるべきではなく、法律施行条例をつくり、市民の個人情報保護を行うこと、自己コントロール権が行使できるような仕組みをつくることが必要。

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No.	2-4
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費		
金 額	21,000円		
支出年月日	2021年7月19日		
支 出 内 容	2021年7月31日・8月1日 第53回全国保育団体合同研究集会 in 広島 参加費・報告書（河村・高木・三好）		
支 出 先	別添のとおり		

領 収 書 (該当○印)	<input checked="" type="radio"/> (別紙の領収書添付用紙へ添付) 無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印		
-----------------	---	--	--

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No.

2-4

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

領 収 証		高木武光	様	No._____
金額		77000		
内訳	但第53回全国合研参加費・報告書			
現金	2021年7月19日 上記正に領収いたしました			
小切手				
手形				
消費税額等(%)	第53回全国保育団体合同研究集会			
消費税額等(%)	開催地実行委員会			
登録番号				
GR1621				

領 収 証		河村ひろこ	様	No._____
金額		77000		
内訳	但第53回全国合研参加費・報告書			
現金	2021年7月19日 上記正に領収いたしました			
小切手				
手形				
消費税額等(%)	第53回全国保育団体合同研究集会			
消費税額等(%)	開催地実行委員会			
登録番号				
GR1621				

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No.

2-4

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

領 収 証		三好 剛史	様 No._____
金額	7,000		
内訳	但第53回全国合研参加費・報告書		
現金	2021年7月19日 上記正に領収いたしました		
小切手	/		
手形	/		
消費税額等(%)	第53回全国保育団体合同研究集会		
消費税額等(%)	開催地実行委員会		
登録番号 _____			
收入印紙			
GR1621			

研究研修・調査報告書

会派名	日本共産党 福山市議会議員団	報告日	2021年 8月 2日
代表者	河村 晃子	報告者	三好 剛史
参加者	河村 晃子 高木 武志 三好 剛史		
実施日	2021年 7月 31日 ~ 2021年 8月 1日		
研究研修・調査等の場所	本庁舎議会棟控室		
目的	コロナ禍での保育の在り方、課題は何かを学ぶ。 特別講座において、保育施設での重大事故の現状と課題を学ぶ		
研究研修・調査等の概要 第53回全国保育団体合同研究集会 in 広島 Live配信 2021年7月31日 13:00~16:30 保育・子育てフォーラム「コロナ禍で考える保育と私たちの未来」 2021年8月1日 10:00~14:00 特別講座「保育施設での重大事故から子どもの命と安全を考える」 シンポジウム「保育施設での重大事故から保育の基準を問い合わせ直す」 ○保育・子育てフォーラム「コロナ禍で考える保育と私たちの未来」 コロナ禍によって、女性の実質的失業者が100万人を超えるという実態や、ひとり親世帯の生活危機、学生の貧困の急速な広がりなど、社会の行き詰まりの状態に追い込まれようとしている。その中で、安心して子どもを産み育てることへの不安も大きく広がっているのではないか。働き方の不安定化で将来展望が持てないような経済状況では、出産や子育てはもちろんのこと、結婚もできないというケースが			

生じていることが危惧される。これはそもそも日本の子育て環境が、子どもを産み育てるための保障や仕組みが非常に脆弱であったことがあかるみに出てきたとも言える。「コロナで苦労はあるけど、子育ての支援があるから心配していない」と思える状態を実現しなければ、少子化に歯止めをかけるどころではなくなる。そのための安心の保障の第一が保育である。

学校の一斉休業中であっても保育園は開園し続け、子育てと親の就労を支援してきた。その役割の重要性が確認される一方、保育者の過重な働き方や低い待遇に大きな矛盾が生じていることも明らかとなった。では、現在の子育て・保育政策はコロナ禍が明らかにした課題の解決に向かっているだろうか？子どもたち一人ひとりにしっかりと目を配れる行き届いた保育環境にする事こそ、災害や感染症に対する最も有効な手立てであるのに、現場の保育者に無理な働き方を押し付ける、これまで以上の綱渡り保育が進められようとしている。

2020年12月の「新子育て安心プラン」2024年度までに14万人分の保育の受け皿を増やすという内容でありながら、予算総額は増やすらず、短時間保育士の活用に関する規制緩和が提起されており、今後の保育の在り方を大きく劣化させかねない。実施後6年になる子ども・子育て支援新制度、2年が経過する保育・幼児教育無償化など、現行制度・政策の検証や財源問題の検討も踏まえた抜本的な制度・政策論議が必要となっている。

○特別講座「保育施設での重大事故から子どもの命と安全を考える」、シンポジウム「保育施設での重大事故から保育の基準を問い合わせる」

この16年間で保育施設における死亡事故が少なくとも216件発生している。重大事故の発生率は、認可外施設での発生率が大きくなっていたが、2015年から2019年にかけて、認可施設での重大事故も3倍以上に増加している。この背景には3つの要素が考えられる。まず第1に、保育従事者や施設管理者による注意義務違反や自治体の不作為による直接的要因。第2に、待機児童の常態化、規制緩和による保育の質の低下、保育士の劣悪な労働条件・労働環境などによる構造的要因。第3に、新自由主義、経済的効率至上主義による福祉労働や保育士の専門性軽視による文化的要因である。重大事故を防止・減少させるためにはこれら要因について改善する施策が必要となる。保育現場における事故防止に関するガイドラインが公表され、「保育所保育指針」、「保育所保育指針解説書」において事故防止に関する記述が追加されたことは一定評価できるが、実行するための条件整備が一向に進んでいない。ガイドラインに基づいて、子どもの主体的な活動を大切にしながら、安全に、安心して保育を行うためには、事故防止策を十分に講じられる人員配置や保育環境を保育の基準や公定価格、制度に反映させなくてはならない。

○考察

コロナ禍の中で新たな対応を求められる事態が次々に起きており、自治体の保育実施責任に基づいた対応が行われているかどうかが重要となる。特に短時間保育士の取り扱いの規制緩和は、実施するかどうかは自治体に委ねられており、歯止めをかける対応を求める必要がある。また、保育の質に関しては自治体格差が広がっており、この背景には国の貧しい基準と自治体任せの施策に問題があるのであり、自治体や地方議会から国に対しての要求や意見表明をすることが必要である。

支 出 書

会派名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No.	2-5
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費		
金額	21,550円 (内、手数料550円)		
支出年月日	2021年 11月 15日		
支出内容	2021年11月25・26日 第51回市町村議会議員研修会Zoom開催 第2・3・4講義受講料 (高木参加分)		
支出先	別添のとおり		

領 収 書 (該当○印)	有 (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

2-5

2021年11月15日

領收証

高木武志様

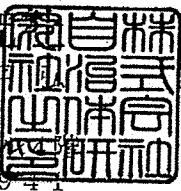
¥21,000- (税込)

但し、第51回市町村議会議員研修会 Zoom (2021/11/25・26) 受講料として
上記正に領収いたしました。

参加講義：講義1／講義2参加／講義3参加／講義4参加

受講者ご氏名：高木武志様 受付番号：(J86)

株式会社自治体研究
代表取締役 長平
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル
電話番号 03-3235-5941



※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No.

2-5

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

中銀キャッシュサービスご利用明細
毎度中国銀行をご利用いただきありがとうございます。ただいまお取扱いいたしました明細は下記のとおりでございますのでお確かめください。

○お取引ごとに「印がある場合は、お借入れ残高を表わしています。

○お支払いいただきました手数料金額には消費税等が含まれています。

取扱店番	取扱日	お取引き内容
0130103-11-15	お振込み	
銀行番号	取扱店番	口座番号
		お取引き金額
		¥21,000
		手数料
		¥550
		おつり
		¥450
		お取引き後の残高

ご案内

お振込明細

三菱UFJ銀行

新宿通支店

お受取人 普通
カ) ジーテイケンキュウシャ 様

ご依頼人
J86タカギ タケシ 様

TEL 084-952-2662

13:39

01-02-383-05 (600,000) 2.10

◆ 中国銀行

研究研修・調査報告書

会派名	日本共産党 福山市議会議員団	報告日	2021年 11月 27日
代表者	河村 晃子 	報告者	高木 武志 
参加者	高木 武志		
実施日	2021年 11月 25日 ~ 2021年 11月 26日		
研究研修・調査等の場所	本庁舎議会棟控室		
目的	コロナ禍と地域経済の課題、デジタル化による自治体行政、 デジタル社会における個人情報、自治体 DX 推進計画とデジタル自治体政策の課題について学ぶ		
研究研修・調査等の概要 第 51 回市町村議会議員研修会 Zoom 開催 2021 年 11 月 25 日 13:00~15:30 第 2 講義 コロナ禍と地域経済の課題 岡田知弘 (京都橘大学教授・京都大学名誉教授) 宮津友多 (全国商工団体連合会付属中小商工業研究所) 2021 年 11 月 26 日 10:00~12:00 第 3 講義 デジタル化と自治体行政 本田滝夫 (龍谷大学) 2021 年 11 月 26 日 13:00~15:00 第 4 講義 自治体 DX 推進計画と自治体デジタル政策の課題 久保貴裕 (自治労連・地方自治問題研究機構主任研究員)			

○第2講義 コロナ禍と地域経済の課題（内容と考察）

コロナ感染は、国レベルでは大都市圏に、都道府県レベルでは人口の最も多い都市に集中している傾向があることが分っている。大都市を中心に交通アクセスのよい周辺都市で構成される圏域で感染拡大は顕著になっており、つまり感染は地域特性が反映されるため、地域的不均等性が指摘されていた。しかしながら、安倍政権によるコロナ対策は地域性を全く無視し、一律的なトップダウンの政策を志向した。これにより、経済活動の基本である人ととの関係性に破壊的な影響を及ぼした。コロナ感染自体は災害と捉えることができるが、政権による対策が経済活動への影響を甚大化させたことは人災と言える。新型ウイルスの脅威はグローバルな規模での開発行為で今後も繰り返される可能性は大いにある。この度の政策判断の失敗から教訓を導き出すことが必要であり、今後の地域経済の課題について本気で向き合わなければならぬ。

コロナの影響の特性として顕著であったことは、人口、経済機能、交通が集中する都市部であるほどリスクが高いこと、そしてその被害は社会的・経済的弱者に集中することである。コロナは格差と貧困をさらに助長させたが、非正規雇用、エッセンシャルワーカーに従事する女性にシワ寄せが集中している。第1・第2次産業の多い都市の法人所得は著しく下がり、東京のような第3次産業が集中する都市では所得が上がっている。実際に東京の情報通信産業の利上げが上がる一方、大阪は完全失業率がトップとなり、中小企業支援策が機能しないほどに落ち込んでおり、健康被害・経済被害の最悪自治体は大阪であった。市町村には地域の衛生・医療・福祉・教育・経済のコントロールする力が求められ、行政の力が弱まっている自治体ほど被害が大きくなることが証明されている。広域的・専門的な補完を都道府県が行い、国は財源による最終補償を行うという役割を明確にしなければ、地域特性をとらえた支援策は講じられないことは明らかである。

また、支援策の在り方についても、ワクチン接種も定額給付金も大都市よりも小規模自治体の方が迅速に行われたように、規模の小さい自治体の優位性が示唆された。

以上のことから、今後の地域経済の目指すべき方向性とは、自治体職員削減方針を前提としたDXによるコスト削減重視の経済ではなく、むしろ行政職員と住民を中心に地域の特性を明らかにした上で、域内で循環する経済システムを構築することではないだろうか。単独自治体だけでなく、周辺都市も含めた広域的な視野に入れ、域内の資本を活用するには、住民参加や農福連携、小規模事業者の支援による新たな価値創造の掘り起こしと共に、観光客相手や都市部への物流ルートに頼った販路拡大ではなく、住民に依拠した商品開発へと転換する必要がある。その構築のために最も大きく力を発揮しなければならないのは最も身近な市町村であり、域内経済の振興のためには中小企業振興条例が各地域で大きく力を発揮すると考える。

○第3講義 デジタル社会における自治体行政（内容と考察）

デジタル社会の定義、Society 5.0で実現する社会、Society5.0と資本主義、デジタルガバメント推進方針と実行計画、自治体DX推進計画と自治体が、取り組む事項・内容、自治体DX

の推進体制の構築、自治体情報システムの標準化・共通化、マイナポータルの活用、自治体 DX と地方自治制度の再編の概要が説明され、地方自治の近未来として、デジタル化の進展は、新たな中央集権や、新たな市町村合併、自治体リストラに繋がる事になると指摘、自治体は、個人情報の収集・提供事業者になる下がることになると警鐘を鳴らした。さらに、こうした中で、今後自治体におけるデジタル民主主義、情報システムのカスタマイズ、窓口の高機能化、個人情報保護のリニューアルが求められてくるとしています。

デジタル化による危険性を注視し、今後起きるであろうリスクを回避するための手立てが求められると感じた。

デジタル社会形成法関係整備法による個人情報保護制度の見直しの全体像、個人情報保護法の2015年改正法や見直し作業について概要の説明、見直しでは、個人情報保護とデータ流通の両立、個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略の整合をどう図るか、2000個問題、信頼性のある自由なデータ流通、GDPRと日本の対応、新個人情報保護法と自治体に関する部分、適用対象、個人情報の定義の一元化や個人情報の取り扱い、個人情報ファイル簿の作成・公表、自己情報の開示、訂正および利用停止の請求、行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入、個人情報保護委員会と自治体の関係、条例に限定して、新個人情報保護法において自治体が取り組むべき課題として、必要的条例事項、狭義の任意的条例事項、広義の任意的条例事項について説明、個人情報保護委員会の考え方や個人情報保護と地方自治として、個人情報保護法の目的は、あくまで個人の権利・利益の保護であり、個人情報保護は不十分と指摘。自治体が保有する個人情報に関する事務は自治事務であり、自治法によれば、住民自治を踏まえた個人情報保護の伝統こそ地域の特性。リセット論は、自治権の侵害である。と説明された。

個人情報保護法の改正により、個人の権利・利益が損なわれることにもつながり、自治事務を失うことになる、自治権の侵害になるとの指摘を踏まえ、考える必要があると感じた。デジタル問題について、民間企業からの人材任せにせず、自治体自ら人材を作り上げてゆくことが必要である。

○第4講義　自治体 DX 推進計画と自治体デジタル政策の課題　(内容と考察)

自治体へのデジタル技術の導入の捉え方、デジタル庁の権限、民間企業からの人材登用、自治体 DX 推進計画の目的、意義について説明。この推進計画が住民と職員にどういう影響を与えるかで4点にわたり問題点を探る。1点目、首長をトップに民間企業の幹部を要職につけ DX 推進体制をつくることで、職員、住民の意見は反映されるか、行政の公正性は確保できるか、2点目に個人情報データを本人同意なしに流用し、国民監視と民間企業の営利目的に活用することになるが、住民の個人情報・プライバシーの権利は守られるか、3点目に自治体の情報システムの標準化で、自治体独自の住民サービスは確保できるか、4点目に、オンライン化・AIに乗じて、自治体の窓口業務の無人化、窓口の廃止に向かわせることは、じゅみんの暮らし権利を守る行政の確保ができるかで問題点を指摘。国による「自治体デジタル化」戦略のどう臨むか

で5点を提起、①デジタル技術は、職員と住民の意見を反映し、行政の公正性を守る体制で取り扱わせること②住民の個人情報、プライバシー保護の権利を守る事③情報システムの標準化は、地方自治の本旨に基づき、独自サービスを確保すること④デジタル・AIは自治体職員の「代替手段」でなく職員が住民のために、よりよく仕事をするための「補助手段」として活用すること⑤自治体の情報システムについて、住民の自治体職員によるチェック体制を確立することです。

自治体が、意図するかしないかにかかわらず、国の意図は問題があるものです。自治体として、5点の指摘を踏まえ、進めていくべきであり、議員としても住民と一緒にしっかりとしたチェックをするべきと考える。

支 出 書

会派名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No.	2-6
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費		
金額	22,380円 (内、手数料380円)		
支出年月日	2022年1月7日		
支出内容	2022年2月4・5日 第53回市町村議会議員研修会Zoom開催 第1・2・3講義受講料 (高木参加分)		
支出先	別添のとおり		

領收書 (該当○印)	有 (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。
	会派の代表者名 印

2022年1月7日

領收証

高木武志様

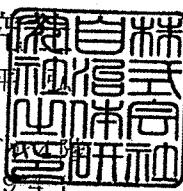
¥22,000(税込)

但し、第53回市町村議会議員研修会Zoom（2022/2/4,5）参加費として
上記正に領収いたしました。

参加講義：講義1参加／講義2参加／講義3参加

受講者ご氏名：高木武志様 受付番号：(J63)

株式会社自治体研究
代表取締役 長平
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル
電話番号 03-3235-5941



※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No.

2-6

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

MIZUHO みずほATMコーナーご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

お取引日 2022-1-7	振込口座番号 *****	普通
店番号 *****	お取引口座番号 *****	
振込手数料 0円	お預け金額 五千円	お取引金額 千円
380**22,000		
お取引内容 電信振込	お取引後残高 *****	
時刻 14:07	利用手数料 -052500-10260547	お取扱店番号 オツリ***7,620
福山 みずほマイレージクラブのお取引条件と うれしい特典が変わりました。 三菱UFJ銀行 新宿通支店 カジチタイケンキュウシャ様 J63タカキタケシ様 084-952-2662 発信番号81107052500002F		

裏面にへみずほ>からのお知らせがあります。

6784 0006732529

研究研修・調査報告書

会派名	日本共産党 福山市議会議員団	報告日	2022年2月6日
代表者	河村 晃子 	報告者	高木 武志 
参加者	高木 武志		
実施日	2022年2月4日～2022年2月5日		
研究研修・調査等の場所	本庁舎議会棟控室		
目的	コロナ禍における自治体財政、個人情報保護法改正の自治体への影響方、大規模災害対策の課題を学ぶ。		
<p>研究研修・調査等の概要</p> <p>第53回市町村議会議員研修会 Zoom 開催</p> <p>2022年2月4日 10:00～15:00</p> <p>第1講義 コロナ禍と自治体財政 森裕之（立命館大学）</p> <p>2022年2月5日 10:00～12:00</p> <p>第2講義 デジタル改革と自治体の個人情報保護条例のゆくえ 庄村勇人（名城大学）</p> <p>2022年2月5日 13:00～15:00</p> <p>第3講義 これからの大規模災害に備える行政の考え方 室崎益輝（兵庫県立大学）</p>			

○第1講義 コロナ禍と自治体財政（内容と考察）

コロナ対策の大規模な国庫補助によって、自治体財政は強力に誘導されることになった。特にDX政策や感染対策関連には多額の国庫補助が導入され、システム開発企業や検査機器等関連企業は軒並み増収となったが、全体としての企業収益は大きく落ち込み、市税収は減収傾向となった。市民税収の穴埋めをするのが地方交付税であり、この配分が地方財政計画で示される。日本の財政は6割が地方、4割が国の予算で構成されている。コロナ禍によって税収が大きく減少する見通しとなつた一方で、国民の生活はひっ迫状態となつたが、コロナに直面した2020年はすでに地方財政計画が決定した後であった。緊急・大規模な財政支出が必要となつたため、地方創生臨時交付金などの国庫支出金・補助金が講じられたが、これらは用途の範囲が指定されているため、何に使っても良い地方交付税とは違い、大きな国の意図によって全国一律的な施策の流れを作り出すこととなつた。特にコロナ関連の支出で大きく増えたのが、特別給付金支給による総務費、融資制度拡充の商工費、タブレット端末整備の教育費、ひとり親世帯への給付金の民生費であり、その増額分の影響のほとんどが国庫支出金、地方創生臨時交付金である。地方創生臨時交付金は雇用の維持や事業継続等に効果を発揮したが、貯めこみや繰り越しはできないため、多くの自治体でコロナ便乗型の無駄遣い予算も発生した。しかし、今後は地方財政の悪化と、地方財政計画の削減方向が見込まれており、限られた自治体財政の中でコロナからの立て直しも図らなければならない状況となる。自治体による税収を生み出す施策と、ひっ迫している部分への支援策を独自に講じていこうとする姿勢が重要である。国の言いなりではなく、自らの足元に目を向けて、市民生活、市内経済を支える施策を講じ、安定的に税収を作る施策になっているかどうかをチェックする必要がある。

○第2講義 デジタル改革と自治体の個人情報保護条例のゆくえ（内容と考察）

これまで個人情報保護の仕組み作りは地方先行で実践的に取り組まれてきた。しかし、2021年の個人情報保護法改正によって制度の一元化が行われることとなり、独自の規制をかけていた地方の条例による基準が緩和される可能性がある。そもそも、この保護法改正は、デジタル技術の活用推進を背景に、民間と行政の個人情報の取り扱いの格差をキャッチアップすることで、業務負担の軽減・効率化や、人口減少社会の対応として過疎地域での人的労働力の代替えをデジタル技術導入で解決しようとする発想によるものである。特に行政事務のICT化は、行政が取り扱う情報をデジタルデータ化することで、AI・RPA・IoT・ロボティクスやクラウドサービス等のデジタル技術へ昇華させようとする試みであり、取り扱い情報はあらゆる部門が対象である必要が生じてくる。そうなれば、行政事務・組織の変容、さらに職員に求められる資質そのものが大きく変容する可能性すらある。つまり、保護法改

改正は、「2000 個問題」のような単なる行政と民間との格差ではなく、デジタル化による行政の質的な転換によって、コストを大きく削ぎ落そうとする目的となっている。しかし、個人情報の保護の目的とは、憲法 13 条・幸福追求権に則り、プライバシー権を積極的にコントロールするための、自己情報コントロール権を規定しているものである。保護法改正には、個人情報の定義・取り扱いの統一化だけでなく、本人収集原則の緩和、情報開示決定不服申し立てにおける国の審査権限の強化、匿名加工情報の個人情報の枠内からの除外など、明らかに情報の保護の観点よりも、いかに民間が行政の管理する市民情報を活用できるかという観点が大きく上回っている内容となっている。2022 年度には法改正により福山市条例の内容も法令に準じたものに改定される可能性があるが、地域特性に応じた独自の条例規程の制定は否定されておらず、また、徳島公安条例事件最高裁判決によれば、自治体条例が国の法令に違反するかどうかは、文言の対比だけでなく趣旨・内容・目的によって判断されなくてはならないとしており、独自条例の制定自体を否定することは自治権・条例制定権の侵害であり、福山市による独自基準を設けることは十分可能である。市民の権利・利益を守るために機能を有した条例となっているかを厳しくチェックしなくてはならない。

○第 3 講義 これからの大規模災害に備える行政の考え方（内容と考察）

災害の大規模化・多発化は、第一義的には自然環境の変化・気候危機によるものであるが、その起因となっているのは行き過ぎた開発による環境への負荷が過大になっていたからである。また、気温の上昇や開発行為による野生動植物との接触によって新たなウイルスの伝播という危機も加わることとなり、新型感染症も含めた災害は複合化の様相を強めている。さらにこうした災害に社会が適応できないことが、被害の拡大化も招こうとしている。戦後直後の日本においては社会ハードインフラがことごとく喪失し、社会構造においても労働者人口が激減したため、自然災害発生時には多大な死者が発生した。災害による死者数とハード整備などの国土構造、地域コミュニティ力などの社会構造と相關していることは明らかとなっている。現在の日本は、都市部への人口一極集中、人口減少、高齢化、コミュニティの弱体化などの課題は即ち、激化する自然災害への社会の抵抗力が低下している状況を生じさせている。つまり、大きく変容している防災のニーズに対応した施策が求められている局面である。新型感染症にも対応した公衆衛生とハードの強化、行政・市民・コミュニティの強化、高齢者や障がい者など弱者の立場に立った配慮は多くの領域で考えなくてはならず、個別対応を含んだ避難計画の策定などを進めなくてはならない。こうした発生しうる災害への事前対応として、行政の作る地域防災計画を実効性のあるものにしていく作業とともに、トップダウンではなくボトムアップの地区防災計画の作成が、一般論と地域特性の両方に対応した計画策定に欠かせない。

い。しかし、地域防災計画はほとんどが外注で職員自身の計画になっていない状況が散見され、自治体の判断で対応できる権限が備わっていない事や、危機管理部局ができたことにより、縦割りの弊害で災害発生時に担当課対応に依拠してしまっているケースなども生じており、自治体の減災力が減退、もしくは機能しないことが危惧される。さらには、防災対策の財源と人材の確保が課題となり、行政主導から官民協働へという流れの中で、行政の本来果たすべき役割を明確にしていく作業も必要となっている。今年度地域防災計画が改定となつたが、応急対応に偏重した応急対応主義ではなく、事前対応・事後対応に注力し、市、学区、町内会それぞれのレベルに応じた計画となっているか、その体制構築を住民とともに行政が作り上げようとしているかを注視し、地域防災計画が「絵に描いた餅」になつてないかを見していく必要がある。計画には危険性の評価・アセスに基づいた目標管理と計画の周知、その持続性が必要である。自治体の役割は、防災計画に依拠し、住民の命を守り、被災者に寄り添うことが使命であると考える。

支 出 書

会派名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No.	2-7
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費		
金額	14,220円 (内、手数料220円)		
支出年月日	2022年1月7日		
支出内容	2022年1月21・22日 第52回市町村議会議員研修会Zoom開催 第1・2講義受講料 (河村参加分)		
支出先	別添のとおり		

領收書 (該当○印)	有 (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

2-7

2022年1月7日

領收証

河村晃子 様

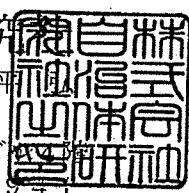
¥14,000(税込)

但し、第52回市町村議会議員研修会 Zoom (2022/1/21,22) 参加費として
上記正に領収いたしました。

参加講義：講義1参加／講義2参加

受講者ご氏名：河村晃子様 受付番号：(K37)

株式会社自治体研究
代表取締役 長平
〒162-8512
東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル
電話番号 03-3235-5941



※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No.

2-7

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

MIZUHO みずほATMコーナーご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

お取引日 2022-1-7	店番号 *****	振込・振替先の口座番号 *****	普通
お取扱手数料 **220*****		お取扱紙幣枚数 万円 五千円 千円	お取扱金額 *****14,000
お取引内容 電信振込	お取引後残高 *****		
時刻 14:10*****	利用手数料 -052500-10260548	お取扱店番号 福山	オツリ*****300
みずほマイレージクラブのお取引条件 とうれしい特典が変わりました。			
みずほ銀行 麹町支店 カジ チタイケンキュウシャ 様			
K37カワムラヒロコ 様			
084-952-2662			
発信番号81107052500002H			

裏面にへこみますからのお流れがあります。

6785 0006767894

研究研修・調査報告書

会派名	日本共産党福山市議会議員団		
報告日	2022年2月1日		
代表者	河村晃子	報告者	河村晃子
参加者	河村晃子		
実施日	2022年1月21日・22日		
研究研修・調査等の場所	福山市本庁舎議会棟の議員控え室		
目的	第52回市町村議会議員研修会。コロナ禍での医療や社会保障の課題や今後の方向性を学ぶ。(オンライン研修)		

2022年1月21日 13時～16時半

「コロナ禍で加速する地域医療政策動向～地域づくりについて」
長友薰輝氏 津市立三重短期大学教授

近年、政府によるデータ偽装、改ざん等が相次いでおり、政府への信用失墜が顕著である。地域住民の生命と生活に関わる行政の根拠となるデータはすべて公表できる根拠をもとに展開されることが重要である。国から提供されない場合は自治体が独自にデータをつくる気概を持つことが必要である。コロナ禍だからこそ、病床削減計画実現を急ぐのではなく、「薄氷を踏む状態」となっている医療現場の改善は喫緊の課題である。人材不足が状態化している医療現場の疲弊は、コロナ禍で加速している。

医療だけでなく介護・社会福祉現場でも同様。減収となっている医療機関、社会福祉施設などへの対応の充実が求められる。医療崩壊の原因には、医療資材や機器類の海外への生産移転の進行というグローバル化と、1990年代半ばからの地方分権改革や行財政改革、市町村合併という一連の新自由主義的改革の進展がある。その結果として、余裕のない体制、余力がなく新型コロナウイルス感染症などに十分に対応できない状態となっている。

地域包括ケアシステムの構築には病院・診療所が必要で在宅医療・在宅介護の充実を図る上では欠かせない。しかし、国は地域共生社会の実現を提唱し、地域での助け合い傾向を強める政策が展開されている。

地域住民の健康権、受療権を保障する、地域の医療保障や介護保障水準を議論す

るには、住民参加を手立てが必要ではないか。地域医療構想調整会議など、医療関係者だけでなく、話し合いのテーブルを重層的にするべきである。地域医療構想はそもそも、まちづくりの計画に位置づけて、地域で考えつくっていくべきもの。自治体の総合計画との整合性などをはかり、医療だけでなく介護が社会福祉も充実させるよう取り組むことが必要と考える。

【考察】

脆弱した日本医療は、この間の政権の失政がもたらしたものだとよく分かった。行財政改革や社会保障費抑制、新自由主義社会の路線が、医療や介護、ケア労働者の疲弊を招いている。しかし、国は失政に反省がなく、病床削減の地域医療構想を推し進めている。地域や市民から充実を求める要求運動をもっと展開しなければ、日本の社会保障は守れないと思う。福山市の地域包括ケアシステムを展開しようとする最中だが、地域住民による福祉や自治の担い手不足が大きな課題となっている。そのため、地域の企業も参画する地域福祉をすすめようとしている。地域の実態や地域要望を聞き取り、検討段階から地域住民に参画する仕組みが必要と考える。また、自助・共助を強調するのではなく、公助を軸に考えることが重要だと思う。

2022年1月22日「コロナ禍からみる日本の社会保障」13時～15時
伊藤周平 鹿児島大学法文学部法経社会学科教授

典型的な密の状態の保育、詰め込み保育の問題がコロナ禍で明らかになった。月額9千円の待遇改善はケタが違う、月9万円のアップがなぜできないのか、その場限りの政策と言える。まん延防止重点措置は以前と同じ。同じ事をやって効果はあったのか。政策効果は検証されているのか？自宅療養で亡くなっている人が出ているのは失政である。自粛では感染拡大は止まらない。ワクチンも遅れて、全人口の1%しか3回目接種していない。今回はサービス業や飲食業が影響を受けているが、住まいや生理用品購入も不自由になっている。学生への食料支援は地域や住民が行っているが、なぜ行政支援ではないのか。憲法では国や行政が実施するようにするべきであり、キューバは国がフードバンクを行っている。

市民と野党の共闘が政治では重要だが、連合は共党を目の敵にしている。2021年総選挙は小選挙区7割の野党共闘が実現したが比例区の議席の減の影響がある。岸田政権は新しい資本主義・成長と分配を掲げたが実態は伴っていない。吉村知事のコロナ対策は失敗しているがテレビに出ているから人気である。

このままでは医療崩壊が起こる。9～12月と準備することができたのに、検査体制の拡充など出来たのに、検査縮小をしていた。オミクロンは日本に来る事は分かっていた。國の方針は若い人は検査せず自宅療養（症状軽い・無症状）との考えはとても危険であり、コロナは季節性のインフルより数十倍の重症化率である。

検査受けられずに休む事は難しく特に非正規は休めない。非正規職の多くはリモートできる仕事ではない。自宅療養は例外に限るべきで（介護・小さい子どもがいる等）妊娠している人は入院措置が必要。周産期医療における医療の確保が必要。リストアップしてHPに掲載をするべきではないか。感染症廃棄物は衛生管理で廃棄をするべき（WHO）ゴミ収集車はどこに自宅療養者がいるか不明なので大変。

2021年の改正で、都道府県知事は臨時の病院を設置と義務化された。法律31条2の5項に書いてある。費用は国が20%出すのもある。自宅で亡くなった家族は損害賠償を請求できる。遺族会ができた。国や自治体に対策とるよう要望書を出している。国はこれまでの行いを検証・検討し政策に活かさなければならない。75才以上の医療費2倍は、感染症対策に逆行している。コロナ感染症にかかる治療

代は原則無料だが、今後5類にすると検査含めて2～3割負担になる。負担増をして受診抑制するので財政抑制されると国は言うが、医療は早期発見早期治療が重要。

医療費が減ったのは、医療費でやっていた給付を介護保険扱いにした。保険料と医療費を直結する仕組みをつくってしまったので、保険料を上げるしかなくなつた。病床を増やしても人手不足は解消しない。

3回目ワクチンが遅れているので、高齢者施設のクラスター発生、死亡が増える可能性がある。全額国庫負担で検査を毎週行えば防ぐことができる。検査を保育園・学校・高齢者施設・病院を定期的に行うべき。症状がなくても無料で検査ができる体制にする要望を全国各地から行って欲しい。保育所の黙食は子どもの発達に最悪の対応と言える。

2021年の介護報酬改定。見守りセンターを設置した場合は職員の配置基準を緩和してもいいことになったが本当に酷い内容。介護保険の審議会は専門家なのか？経済学者なので机上の空論。わかつて言っているのかもしれないが、専門家がそういう事を言うか疑問がある。

検査体制の充実をこれからも求めるべき。健康で文化的な生活とは、社会的文化的に良好というのが健康という。不要はないと思う。不要不急な外出。不要の外出はない。スポーツ観戦であり、人は目的があって外出をする。旅行も健康維持、精神的な維持。社会的な距離をとってはいけない。フィジカルディスタンスと言うべき。検査をして人と会う。医療は公共財との視点を持つべき、民間病院はギリギリで実施している。医療に税金をつぎ込むのは当然で診療報酬は改善するべきである。

介護や保育など人員配置基準の引上げが必要であり予算拡充は必要。宿泊療養を増やすこと。自宅待機は医療的観察ができる仕組みが必要。地方議員の有志で臨時病院の設置の要望書を提出している。自治体でネットワークを結んで実施をするべき（墨田区では在宅死亡者がいなかった）

ねっとカフェで過ごすのは東京では4000人ぐらいはいる。生活保護バッティングが10年前から始まった。自民党「生活保護うける人に人権はない」との発言も。生活保護受給を国は緩和し、すみやかに決定するように通知した。稼働要件や資産の活用は判定しなくていい。自動車所有も就労が途絶えている場合や、通勤に必要な場合は認めるなど、収入基準だけ判断できるようにするべきと提言をするべき。

最大のネックは扶養照会。ゼミの学生が扶養照会を出してきた。お父さんからの扶養照会だったが扶養能力がないのに学生になぜ出すのか？役所から来ると無視できない。お父さんと縁を切りたいし場所は知りたくなかった。日本の扶養義務者は離婚した妻には含まれないが子どもは含まれる。日本は家庭裁判所が認めたら、三親等まで認める（ひい祖父母・ひ孫）ことになる。貧困家庭に生れたら、ずっと親をみなくてはならない。本人が申請して扶養照会出すにはチェックが必要。「家族に知られるのが嫌」という理由の人が多い。

音信不通は20年が10年に短縮した。DVは扶養照会しないよう明文化された。扶養照会はまったく意味がない。法律には一言も書いていない。扶養は生活保護の要件ではないが知らない人がまだいる。金銭的義務者から仕送りがあれば収入認定をするという、それだけの話。扶養を求めるか否かは本人の意思。本人の了解がある場合だけ照会すればいい。了解ないのに照会をするのは問題。可能と回答は1.45%。46万人も扶養照会を出している。コストパフォーマンスが悪すぎる。

児童扶養手当をもっと上げるべき。4ヶ月に1回がやっと2ヶ月に1回。年金もなぜ2ヶ月に1回なのか。一ヶ月に1回すべきではないか。一ヶ月毎にすると額の低さに驚くか、振り込むのに額が低すぎて難しいのだろうか。

ひとり親世帯の貧困など、もっと取り上げられていいと思う。8割の母親が働き、貧困率が高い。OECD国の中でも最高の数字。年金や児童費用手当を上げるべき。貧困

の撲滅は重要なテーマ。所得制限はなくすべき→コロナで収入減、必要な時にもらえない。前年度の収入でもらえない。児童扶養手当。360万円以下でないともらえない。

住居確保給付金が拡充された。住宅扶助の基準が厳しい。1級地1でも5万円。住宅扶助を家賃補助制度化が必要。低所得者向けのものはなかった。公営住宅も少ないし。福山市の家賃補助制度の実施を検討するべきである。

緊急小口・総合確保貸付

返せないような人にも貸し付けている。給付した方がいい。現場は大混乱。学生で大学院までいくとローン1000万円。利子がついている。しかも、教職員になっても返却しなければならない

多くの国は給付型奨学金がある。そういう国にして欲しい。人を育てるなら人を大事にして欲しい。

【考察】

日本の社会保障の脆弱性がよく分かる講演だった。保育・介護・生活保護・学生支援・住宅・・・あらゆる分野で日本の制度の課題がコロナでより鮮明になっている。市民生活の実態と制度との乖離を行政に伝え、改善を強く求めていきたい。

支 出 書

会派名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No.	2-8
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費		
金額	55,000円		
支出年月日	2022年2月16日		
支出内容	2022年2月16日 「保人情報保護法改正による地方公共団体の個人情報保護条例への影響について」講座受講料		
支出先	別添のとおり		

領收書 (該当○印)	有 (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No.

2 - 8

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

証

2022年2月16日

日本共産党
福山市議会議員団様

¥	—	—	5	5	0	0	円
---	---	---	---	---	---	---	---

但し 個人情報保護法改正の学習会
講師料

上記の金額正に領収いたしました

福山市東町2丁目3番23号
TEL(084) 924-2751(代) FAX(084) 923-5218

弁護士法人福山法律事務所



研究研修・調査報告書

会派名	日本共産党福山市議会議員団		報告日	2022年3月15日
代表者	河村晃子		報告者	河村晃子
参加者	高木武志 三好剛史 河村晃子			
実施日	2022年2月16日			
研究研修・調査等の場所	福山法律事務所			
目的	福山市の個人情報保護条例と国の個人情報保護法の差について学ぶ。国の個人情報保護委員会は、自治体が条例で定める事ができる規定の考え方を示しているが、その詳細と国の法律の上回る保護規定を条例で定めることができることが地方自治や憲法上できるのか学ぶ。			
萩田啓介弁護士 14時～16時 「令和3年個人情報保護法改正による福山市個人情報保護条例への影響について」				
国の個人情報保護法改正の目的は、自治体や民間事業者や地方公共団体等での条例の扱いがバラバラなどを全国共通ルールで法律に定めること、個人の権利利益の保護から個人情報の利活用へのリバランスである。				
新しい個人情報保護の対象外になるのは、死者の個人情報・法人や団体などの情報。氏名、生年月日など、その情報単体で個人が識別できるものは保護対象となるが、個人識別符号で情報を変換した符号の場合は、保護の対象とならない。容易に個人が特定できないものは保護の対象にならないということである。				
行政機関等の匿名加工情報は、法律上は個人情報にあたらない。仮名加工情報は識別しようとするれば個人情報となる。定義の統一化もされるため、改正前の「(行政機関) 非識別情報」から「(行政機関等) 匿名加工情報」へと呼び方が変わった。そして、仮名加工情報が新設された。				
福山市個人情報保護条例への影響はどうなるのか。現行の条例は基本的に廃止・新設あるいは抜本的改正が必要になる。しかし法律の規定と重複する規定を置く必要はない。一定の範囲で独自の条例は許容とされている。個人情報の定義は「容易照合性で足りるので、個人情報の範囲は狭まる。実施機関の範囲は議会の除外となっており、議会の公開ができなくなる。市立大学と市民病院は、民間の個人情報取り扱い事業者として扱われる。そして「要配慮個人情報の収集制限」は制限がなく				

なる。国の個人情報委員会がルールを決める事になる。市条例の要配慮個人情報（LGBT・生活保護受給・一定の地域の出身など）を原則的な収集制限規定を条例で定めることができるのか？おそらくある程度独自のものを定められると思われる。開示請求に対する不開示情報は法律上では情報公開条例に関係するのは不開示にする事ができる。条例で定めができる事項は①開示請求等の処理期間の短縮②その他どこまで独自規定が許容されるのか・・・現時点では分からぬ。また、死者の個人情報と議会の取り扱いは、従前の取り扱いのレベルを下げないように、個人情報保護条例とは別の条例によって規律する。

個人情報保護委員会は広範な監督権限を与えられているが、各機関に対してどこまで関与するかは不明であり、動き出してみないと分からない。個人情報保護法の問題は地方分権との関係でも問題がある。地方独自の規定に画一性を持ち込み、全国で統一することにより、かえって保護の基準が下がることも懸念される。運用面でどの程度変わるか注視する必要がある。

【考察】

改正個人情報保護法によって、自治体に及ぼす個人情報保護条例への影響は甚大であることが分かる。まずは 2023 年春頃までに、自治体では個人情報保護条例を改正する必要がある。要配慮個人情報の扱いや情報開示など、これまでの市独自の基準を引き下げられる可能性もあり、今後の条例改正の時には、水準を引き下げない取組が必要である。行政が市に周知し市民意見を反映させた条例化が必要である。そのためには議会でも取り上げ、市民に知らせるよう議員も工夫しなければならない。

国の目的は、地方自治体の個人情報保護条例の基準を引き下げ、国が情報収集しやすくし、ビッグデーター化しつつ民間企業に個人情報を提供できる仕組みにすること。また国が国民の情報を管理し監視する体制をつくろうとしている。国民の情報を守る立場ではない事を、住民にしっかりと知らせる事が大切だと感じる。

マイナンバーの健康保険証等への紐付けなど、情報収集しやすいシステム化に拍車がかかっているが、情報漏洩の危険等をもっと福山市も認識するべきと思う。個人情報保護の市基準を堅持するよう、今後議会で取り上げていく。